

平成 29 年度決算 本会議質問

平成 31 年 1 月 29 日

国民民主党・新緑風会 森本真治

国民民主党・新緑風会の森本真治です。ただいま議題となりました平成 29 年度決算について、会派を代表して質問致します。

まずは決算審査にも影響を及ぼす統計の不正問題についてお伺いします。このたび発覚した毎月勤労統計の不正調査問題は、国の信頼を根底から揺るがす問題で、いったん閣議決定した予算案が修正される前代未聞の事態が発生しています。さらに 56 ある政府の基幹統計について、昨日も新たな不正が判明し、現在 23 統計、計 34 件にのぼっています。国際社会での信用を失墜しかねない不祥事であり、この国を支える屋台骨を揺るがす異常事態です。

しかしながら、総務省は基幹統計の不適切処理について「国民生活に影響する重大な事案はない」との認識を示し、自民党の幹部も毎月勤労統計の不正調査について「今回はさほど大きな問題はない」と述べられております。政府与党の統計に対する軽視、認識の甘さ、危機感のなさを改めて示すものです。2010 年のギリシャ危機は、統計問題から発生したことを、政府与党幹部はご存知ないのでしょうか。

こうした不適切な統計に基づいて、政府はこれまで各種の政策や事業を実施し、また国会においても、適切でない数値や証拠に基づき審査を行わざるを得ない状況であったということになれば、これは今、議題となっております 29 年度決算の審査や、これから審議が行われます来年度予算等の審査にも、重大な影響を与えます。予算と決算の PDCA サイクルのあらゆる段階において的確な判断をするための根幹が脅かされており、昨年明らかとなった公文書改ざんの問題を含め、国を誤った方向へ導く危険性をはらんだたいへん大きな問題であると言わざるを得ません。

統計全般に異常な事態がまん延していることについて総理はどう認識しているのか、また、政府統計への信頼が揺らいでいる中で、全容が明らかにならなければ、決算審査、予算審査に入ることは困難と考えますが、総理のご所見をお伺います。

毎月勤労統計の不正問題については、厚生労働省がなぜこのようなことをしたのか、その動機については未だ明らかになつたとは言えません。アベノミクスの数字をよりよく見せるために、このような偽装をおこなつたのではないかとの疑念もぬぐいきれません。なぜこのような行為に及んだのかその動機について厚生労働大臣に伺います。

厚生労働省の特別監察委員会の調査についてお伺いします。先週開催された閉会中審査において、特別監察委員会が行つた関係者への聞き取りの中で、身内の厚労省職員が行つたケースがあり、また、報告書原案も厚労省職員が作成したことが判明し、中立性に疑問があるとの指摘が相次ぎました。それを受け、厚生労働大臣は再調査を行うとの方針を示しています。さらに、これまでの説明で特別監察委員会の委員が聴取したとしてきた厚生労働省幹部らへの聞き取り調査においても、身内である厚生労働省幹部が同席し、質問もしていたと報道がなされ、昨日官房長がそのことを認められました。政府の隠蔽体質がここでも示されることになり、厚生労働大臣の責任は極めて重たいものがあります。なぜそのことを閉会中審査で明らかにしなかったのか。これ以上国会を軽視し、国民を欺くことは断じて許すわけにはいきません。

厚生労働大臣に国民に隠すことなく、事実を説明していただくことを求めます。そして厚生労働大臣自らの責任についてどう考えるのかとあわせてご答弁ください。

平成 29 年度、2017 年度は、アベノミクスの失敗が、数字の上でも安倍政権の政策転換という意味でも、もはや隠し切れなくなった年でした。前年の 2016 年から、その兆候はありました。

2016 年 6 月、参院選を前に、安倍総理は、アベノミクスは順調に結果

を出して日本経済は好調だが、世界経済の「リスクには備えなければならぬ」と言っていて、消費税率引き上げの再延期を表明しました。参院選後、第二次補正予算で大規模な経済対策を打ったにもかかわらず、2016年度の成長率は、名目0.7%、実質0.9%にすぎませんでした。これは世界経済のリスクのせいなのですか。単にアベノミクスが上手くいっていないだけに思えますが、総理の見解を求めます。また、あのときの消費税率引き上げ再延期の判断は妥当だったとお考えか併せてお伺いします。

現在、世界経済にあの時以上のリスクはないとお考えですか。むしろ、対中貿易摩擦、米国、欧州、中国の景気減速、日銀の異次元緩和の手詰まりと、リスクだらけではありませんか。総理のお考えを伺います。そして本年10月の消費税率引き上げの再々延期はない、ということによるのでしょうか、お伺いします。そもそも、政策判断の材料である基幹統計に大きな誤りがあったのですから、消費税率引上げ判断は統計問題が解決するまで保留するつもりはありませんか。あわせて伺います。

災害対策についてお伺いします。去年は各地で大規模な自然災害が多発しました。改めて、亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。大規模災害の発生が相次ぐ状況の中で、防災対策を何より国政の最優先課題として取り組んでいく必要があります。

西日本豪雨では、いくつかの課題が浮き彫りになりました。多くのダムが満水になり、放水操作による増水や堤防の決壊が起こるなど、施設整備のみによる水害対策の限界が指摘されています。また、洪水ハザードマップを作成していた地域においても備えが十分生かされず、甚大な被害が発生しました。

今回、気象庁は、大雨特別警報の可能性に言及する異例の記者会見を行い、実際に11府県もの広域に特別警報を出しました。これに前後し

て、各自治体は住民に対し避難勧告や避難指示を出したわけですが、残念ながらこうした情報が十分に伝わらなかった、もしくは伝わっても危機感を持って避難行動をとるまでには至らなかったケースもありました。

西日本豪雨で見られたこうした課題等について、政府はどのように認識しどう対応しようとしているのか、また、これまで行ってきた防災・減災に係る取組は十分だったと言えるのか、総理に伺います。

次に、土砂災害について。特に、私の地元広島県では被害が大きく、多くの方々が亡くなりました。広島県は平成 26 年にも大規模な土砂災害に見舞われました。その後、土砂災害警戒区域の指定や警戒避難体制の構築が徐々に進む中で、再び大きな被害が出てしまいました。

土砂災害に関しては、平成 28 年 5 月に本院決算委員会において措置要求決議を行っております。決議の中で、土砂災害警戒区域で砂防関係施設が未整備の地域が多数あること、施設の定期点検の実施割合が低いことなどが指摘されております。

決議の翌年 1 月、政府は土砂災害対策の計画的な実施や点検の適切な実施を求める文書を都道府県に発するなどの措置を講じたと国会に報告しましたが、この措置は十分だったのでしょうか。本決議から 2 年半以上が経過した今、あらためて土砂災害対策に係る政府の対応状況を国土交通大臣に伺います。

次に、防災に関しては、昨年 11 月 20 日に国会に提出された会計検査院の平成 29 年度決算検査報告の中にも、様々な指摘があります。

その中で、各府省庁の災害関連情報システムや、災害関連情報の集約・共有のために内閣府が整備した総合防災情報システムが十分活用されていない状況が指摘されています。

報告書によれば、各省庁・自治体・公共機関が持つ災害関連情報の総合システムへの集約や、総合システムから各関係機関への情報共有が自動で行われず、多くが手入力を必要としているため、システムを用いた情報の集約・共有が非常に低調となっているとのことであります。実

際、平成 28 年 4 月の熊本地震においても、システムによる災害関連情報の共有はごく一部に限られていたことも記載されています。

災害時の情報の収集・共有の重要性は論をまたないところですが、一般の豪雨災害において、検査院に指摘されたシステムは効果的に活用されたのか、そして、指摘に対し現在政府はどのように対応しているのか、防災担当大臣に伺います。

「ヒバクシャ国際署名」と核兵器禁止条約の締結について伺います。

日本原水爆被害者団体協議会が提唱する「ヒバクシャ国際署名」は、2016 年 4 月に始まり、核兵器の廃絶、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求め、世界に呼びかけを行ったもので、昨年 9 月末時点で 830 万人分の署名が集まっています。

こうした署名活動など、核兵器のない世界の実現に向けた取組を中心となって進めてきたのが被爆者の方々ですが、そうした被爆者も平均年齢 80 歳を超え、長年求め続けてきた「核兵器廃絶」を早期に実現させたいと切望しております。

「ヒバクシャ国際署名」を始めとした被爆者の方々のこれまでの取組への評価と国際署名に多くの方々が賛同し、署名している現状について、総理の認識を伺います。

被団協が「ヒバクシャ国際署名」を呼び掛けた 2016 年 4 月の時点で、国連で採択されていなかった核兵器禁止条約は、2017 年 7 月に採択されました。しかし日本政府は我が国の主張を満たすものではないとして条約交渉に始めから不参加でした。昨年 1 月の参議院予算委員会で、安倍総理は、私の質問に対し、「核廃絶のゴールは同じだがアプローチが違う。核兵器禁止条約は核抑止力自体を否定しており、北朝鮮の核の脅威がある中で、抑止力を維持することにより国民の命を守り抜く責任がある」と述べ、条約は支持できないとの考えを示しています。

一方で、安倍総理は、2016 年 5 月のオバマ米国大統領の広島訪問に際し、次のように演説しました。「核兵器のない世界を必ず実現する。そ

の道のりが、いかに長く、いかに困難なものであろうとも、絶え間なく、努力を積み重ねていくことが、今を生きる私たちの責任であります。」安倍総理、この演説は、日本の総理大臣として、核兵器を禁止し、さらに核兵器廃絶に向けて努力する決意を宣言したものではありませんか。

世界で唯一の戦争被爆国であるからこそ、日本が核兵器廃絶の先頭に立ち、核兵器禁止条約に署名・批准し、それにより世界で主導的な役割を果たしていく必要があるのではないかと私は考えますが、総理の認識を伺います。

被爆者援護施策についてお伺いします。

現在、原爆症の認定を求めて「ノーモア・ヒバクシャ訴訟」が行われています。これまで大阪、広島、名古屋、東京の各高等裁判所で連続して原告勝訴の判決が言い渡されています。とりわけ昨年 3 月の東京高等裁判所では、「国が原爆放射線以外の原因によると主張する疾病であっても、原爆放射線によってその疾病が促進されると認められる場合には、特段の事情がない限り、放射線起因性を肯定することが相当である」とした画期的な判決が言い渡され、国が定めた原爆症認定基準の不当さ、運用の不適切さを強く批判しています。

高齢かつ重い病気の原告を、これ以上裁判で苦しませることは人道に上許されない行為です。速やかな裁判の解決のために、国は、一連の高裁判決を真摯に受け止め、一刻も早く原爆症認定制度を改め、被爆者の立場に立った制度へ抜本的な改善を行うべきと私は考えます。一方で被団協の皆さんや弁護士からは早期の抜本改正が難しいのであれば、当面の措置として裁判で認められた疾病については積極認定の申請可能な疾病に加えるなど運用の見直しを行っていくことも提案されています。総理大臣にはこの提案を受け入れていただくことを強く求めます。ご所見を伺います。

以上縷々質問致しました。総理はじめ各大臣には明瞭かつ前向きな答弁をいただくことをお願いし、質問を終わります。